

2019年度 鳥取県文化芸術活動支援補助金募集要項

1 趣 旨

県内に活動の本拠を置く芸術家及び文化芸術団体等(以下「芸術家等」という。)が自ら行う創造的な作品展示、舞台公演及び出版活動(以下「文化芸術活動」という。)を支援し、高いレベルの鑑賞機会を広く県民に提供するとともに、鳥取文化の創造及び継承並びに文化芸術活動を通じた情報発信につなげることを目的に、鳥取県文化芸術活動支援補助金の交付を希望する団体等を募集します。

2 募集する取組

事業区分	募集事業数	補助率及び上限額	内 容
①優れた文化芸術活動支援事業	2	補助率:1/2以内 (ただし、事業の波及効果が単独市町村に限定される場合は1/4以内) 上限額:30万円(本県の文化芸術活動の推進に顕著に寄与すると認められた場合は100万円)	県内外で行われる、県内に活動の本拠を置く芸術家等が自ら創造し、実施する優れた作品展示・舞台公演及びこれに関連して行われるワークショップ等 (第〇回といった定例的な活動は対象外)
②刊行物発刊支援事業	1	補助率:定額 上限額:30万円	県内で行われる日本語による出版活動
③文化芸術活動ステップアップ支援事業	1		鑑賞者を意識した活動へのステップアップを図ろうとする芸術家等が広く県民を対象に行う作品展示・舞台公演及びこれに関連して行われるワークショップ等 (同内容の事業の開始から5回目までの活動が対象)
④周年支援事業	2	補助率:1/2以内 (ただし、事業の波及効果が単独市町村に限定される場合は1/4以内) 上限額:10万円	県内に活動の本拠を置く芸術家等が自ら創造し、実施する定例的な作品展示・舞台公演及びこれに関連して行われるワークショップ等に係る周年事業 (周年事業…第5回又は第10回といった節目の年に行われる例年に比べ比較的規模の大きな事業)
⑤文化芸術活動によるまちづくり支援事業	1		県民が文化芸術活動に主体的に関わることで地域社会の活性化を図ることを目的に県内で行われる作品展示・舞台公演及びこれに関連して行われるワークショップ等 (助成を希望する活動の開始から通算3回目までの活動が対象)
⑥次世代活動者育成支援事業	6	補助率:1/2以内 (ただし、事業の波及効果が単独市町村に限定される場合は1/4以内) 上限額:10万円(ただし、大規模事業及び全国発信事業は30万円)	文化芸術活動を行う青少年の育成を図る県内に活動の本拠を置く文化芸術団体が実施する作品展示・舞台公演・全国発信及びこれに関連して行われるワークショップ等
⑦映像作品活用支援事業	1	補助率:1/2以内 (ただし、事業の波及効果が単独市町村に限定される場合は1/4以内) 上限額:10万円	県内で実施する映画・アニメーション等映像作品を上映する事業及びこれに関連して行われる講演会等 (助成を希望する活動の開始から通算3回目までの活動が対象)

3 募集期間、及び補助対象期間

下表のとおり1～2次の募集区分に対応して、それぞれ補助対象となる事業期間を設定します。同期間以前に実施した活動に係る経費については補助対象となりませんので注意してください。

区分	募集期間	補助対象となる事業期間
1次募集	2019年 3月11日(月)から 4月 5日(金)まで	2019年 4月 1日(月)から 2020年 3月31日(火)まで
2次募集 (※募集しない 場合があります)	2019年 8月 1日(木)から 8月30日(金)まで	2019年10月 1日(木)から 2020年 3月31日(火)まで

※ 2次募集については、1次募集の採択状況により募集しない場合があります。その場合は、6月上旬に鳥取県文化政策課のホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/bunkaseisaku/>)にてお知らせします。

4 補助金の対象経費

(1) 補助金の対象経費

事業区分	内容
①優れた文化芸術活動支援事業	会場使用料及び付帯設備費、会場設営費(大道具は除く)、印刷費、広告宣伝費及び輸送料(会場が県外の場合に限り、交通費及び宿泊費を対象とする。)
②刊行物発刊支援事業	直接出版費(組版紙型代、製版代、印刷代、用紙代及び製本代)。ただし、補助対象となる直接出版費が500千円以上の事業規模を有することとする。
③文化芸術活動ステップアップ支援事業	会場使用料及び付帯設備費、会場設営費(大道具を除く)、印刷費、広告宣伝費及び輸送料
④周年支援事業	会場使用料及び付帯設備費、会場設営費(大道具を除く)、印刷費、広告宣伝費及び輸送料
⑤文化芸術活動によるまちづくり支援事業	会場使用料及び付帯設備費、会場設営費(大道具を除く)、印刷費、広告宣伝費及び輸送料
⑥次世代活動者育成支援事業	会場使用料及び付帯設備費、会場設営費(大道具を除く)、印刷費、広告宣伝費及び輸送料(全国発信事業の場合に限り、交通費及び宿泊費を対象とする。)
⑦映像作品活用支援事業	会場使用料及び付帯設備費、会場設営費(大道具を除く)、印刷費、広告宣伝費及び輸送料

※ 実施団体又は共催団体の構成員以外への支出と認められる経費に限りです。

※ 交付申請以前に行われた支出であっても、文化政策課長が補助対象事業に適合すると認めるものについては、補助対象経費として認めるものとし、補助事業の実施により収益が発生する場合、補助対象経費からその収益分を除くことは行いません。

(2) その他留意事項

- ・補助事業で作成するチラシ等の印刷物には、「鳥取県文化芸術活動支援補助金助成事業」と記載してください。
- ・本補助金に係る事業の「完了」とは、事業本体とその精算業務が終了することを指します。事業本体が終了したら、速やかな精算手続きを行い、実績報告をしてください。

5 申請方法及び補助対象団体の決定方法

(1) 申請に必要な書類

申請に必要な書類は、次ページ「提出書類一覧」のとおりです。

(2) 申請書類の入手方法

鳥取県補助金等交付規則及び鳥取県文化芸術活動支援補助金交付要綱に基づく各様式については、文化政策課のホームページからダウンロードできます。インターネットを利用できない方はご相談ください。

(3)申請書類の提出方法

「3 募集期間、及び補助対象期間」に記載の募集期間内に、文化政策課へご提出ください。書類の提出方法は、持参、郵送とします(募集期間最終日の午後5時まで**に必着**)。

【提出書類一覧】

- 1 交付申請書
- 2 実施計画書
- 3 収支予算書
- 4 申請者活動状況調べ
- 5 その他申請事業の参考となる資料

(4)補助対象団体の決定方法について

「優れた文化芸術活動支援事業」については、各募集期間終了後に選定委員会を開催し、委員の協議により補助対象団体候補を決定します。

ア. 審査会の開催時期

- a.1次募集分の審査会 … 2019年4月(予定)
- b.2次募集分の審査会 … 2019年9月(予定)

イ. 実施方法

- a.書類審査
- b.審査基準

「充実度(加点項目)」、「創造性(加点項目)」、「実現性(加点項目)」、「発展性」、「貢献度」の観点に重点を置いて審査する予定です。

「優れた文化芸術活動支援事業」以外の区分については、文化政策課において審査を行い補助対象団体を決定します。

6 窓口・問合せ先

鳥取県地域振興部文化政策課

住所 〒680-8570 鳥取市東町一丁目220(鳥取県庁本庁舎6階)

電話 0857-26-7134/ファクシミリ 0857-26-8108/電子メール bunsei@pref.tottori.lg.jp

ホームページ <https://www.pref.tottori.lg.jp/bunkaseisaku/>



あなたの文化芸術活動を応援します！！

平成31年度（2019年度）

鳥取県文化芸術活動支援補助金交付対象事業の募集

鳥取県では、県内を中心に活動している芸術家及び文化芸術団体等が行う
創造的な作品展示・舞台公演・出版活動を支援しています。

1 募集する取組 県内に活動の本拠を置く芸術家及び文化芸術団体等が自ら行う創造的な作品展示、舞台公演及び出版活動

2 募集期間、及び補助対象期間

区分	募集期間	補助対象となる事業期間
1次募集	2019年 3月11日（月）から 4月5日（金）まで	2019年 4月 1日（月）から 2020年 3月31日（火）まで
2次募集 （※募集しない 場合があります）	2019年 8月 1日（木）から 8月30日（金）まで	2019年10月 1日（木）から 2020年 3月31日（火）まで

※2次募集については、1次募集の採択状況により募集しない場合があります。その場合は、6月上旬に鳥取県文化政策課のホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/bunkaseisaku/>）にてお知らせします。

3 申請方法 交付申請書、実施計画書、収支予算書（指定様式）及び申請者活動状況調べを作成し、審査の参考となる資料を添付の上申請してください。
なお、様式は鳥取県ホームページ「とりネット」からダウンロードできます。
（<https://www.pref.tottori.lg.jp/bunkaseisaku/>）
また、電子メールにて申請される場合は、件名を「文芸補助金申請＋（団体名等）」としてください。

4 審査 (1) 優れた文化芸術活動支援事業

選定委員会があらかじめ設定した審査基準に基づき審査を行い、その結果をもとに補助対象団体を決定します。結果については、申請者全員に5月上旬頃までにお知らせします。

(2) その他の事業

補助要件を審査の上、補助対象団体を決定します。結果については、申請者全員に5月上旬頃までにお知らせします。

【申請・お問い合わせ先】

鳥取県地域振興部文化政策課（〒680-8570 鳥取市東町1丁目220番地）

電話：0857-26-7134 ファクシミリ：0857-26-8108

電子メール：bunsei@pref.tottori.lg.jp



募集対象事業の詳細

事業区分	募集数	補助率及び上限額	内容
①優れた文化芸術活動支援事業	2	補助率：1/2以内 (ただし、事業の波及効果が単独市町村に限定される場合は1/4以内) 上限額：30万円(本県の文化芸術活動の推進に顕著に寄与すると認められた場合は100万円)	県内外で行われる、県内に活動の本拠を置く芸術家等が自ら創造し、実施する優れた作品展示・舞台公演及びこれに関連して行われるワークショップ等(第〇回といった定例的な活動は対象外)
②刊行物発刊支援事業	1	補助率：定額 上限額：30万円	県内で行われる日本語による出版活動
③文化芸術活動ステップアップ支援事業	1	補助率：1/2以内 (ただし、事業の波及効果が単独市町村に限定される場合は1/4以内)	鑑賞者を意識した活動へのステップアップを図ろうとする芸術家等が広く県民を対象に行う作品展示・舞台公演及びこれに関連して行われるワークショップ等 (同内容の事業の開始から5回目までの活動が対象)
④周年支援事業	2	補助率：1/2以内 (ただし、事業の波及効果が単独市町村に限定される場合は1/4以内) 上限額：10万円	県内に活動の本拠を置く芸術家等が自ら創造し、実施する定例的な作品展示・舞台公演及びこれに関連して行われるワークショップ等に係る周年事業(周年事業…第5回又は第10回といった節目の年に行われる例年に比べ比較的規模の大きな事業)
⑤文化芸術活動によるまちづくり支援事業	1		県民が文化芸術活動に主体的に関わることで地域社会の活性化を図ることを目的に県内で行われる作品展示・舞台公演及びこれに関連して行われるワークショップ等 (助成を希望する活動の開始から通算3回目までの活動が対象)
⑥次世代活動者育成支援事業	6	補助率：1/2以内 (ただし、事業の波及効果が単独市町村に限定される場合は1/4以内) 上限額：10万円 (ただし、大規模事業及び全国発信事業は30万円)	文化芸術活動を行う青少年の育成を図る県内に活動の本拠を置く文化芸術団体が実施する作品展示・舞台公演・全国発信及びこれに関連して行われるワークショップ等
⑦映像作品活用支援事業	1	補助率：1/2以内 (ただし、事業の波及効果が単独市町村に限定される場合は1/4以内) 上限額：10万円	県内で実施する映画・アニメーション等映像作品を上映する事業及びこれに関連して行われる講演会等 (助成を希望する活動の開始から通算3回目までの活動が対象)

鳥取県文化芸術活動支援補助金 主な支援実績

事業区分	内容
①優れた文化芸術活動支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・都市部におけるガラス工芸の展示会 ・海外のヴァイオリニストと県内ピアニストによるデュオリサイタル ・複数の団体が共同開催する生演奏によるバレエ公演 ・県内で起こった戦時中の出来事を題材にした演劇 ・海外における書道展
②刊行物発刊支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥取藩士野間義学と日本最古のわらべ歌集「古今童謡」 ・鳥取藩の御蔵所：事件簿＜藩政資料「御目付日記」より＞ ・イラストレーター毛利彰の軌跡
③文化芸術活動ステップアップ支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・光と影の芸術作品展 ・粘土のお花作品展 ・ダンスイベント ・ソプラノコンサート
④周年支援事業	<p>第5回又は第10回といった節目の年に行われる例年に比べ比較規模の大きな事業</p>
⑤文化芸術活動によるまちづくり支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・実行委員会形式によるミュージカルフェスティバル ・参加型コンサート ・参加型囲碁大会
⑥次世代活動者育成支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・子どものためのピアノワークショップ ・子ども向けのダンスイベント ・子どもミュージカルイベント
⑦映像作品活用支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・映像フェスティバル

平成31年度 文化芸術に親しみやすい環境整備支援事業

1 目的

県民誰もが文化芸術に親しみやすい環境整備を推進する。

2 補助対象となる事業の概要

文化芸術イベントにおいて実施されるもので、次に掲げる環境整備事業

- (1) 公演等における手話・要約筆記の設置
- (2) 公演等における点字訳資料の作成
- (3) 公演等への障がい者等の参加に配慮した環境整備（送迎バス、介助スタッフの配置、託児サービス等）
- (4) 公立文化施設等での公演に併せて社会福祉施設等で実施する入所者等を対象とした出前公演
- (5) 社会福祉施設等での入所者等を対象とした映画上映
- (6) バリアフリー映画の上映

なお、(4)及び(5)以外の事業にあっては次のいずれの条件も満たすものとする。

ア 対象者を会員等に限定しないこと。

イ 環境整備を行うことを広く県民に周知するものであること。

3 補助対象経費

環境整備に要する直接的な経費（手話通訳者人件費、点字訳資料作成費、貸切バス代金、介助スタッフ人件費、保育スタッフ人件費、映画のリース料、出前公演に要する会場設営費又は機材等輸送料など）

4 事業実施主体

県内に活動の本拠を置く、文化芸術イベントを自ら企画・運営する団体又は個人

5 交付申請の時期

随時（事業開始の10日前まで）

6 補助率、上限額

定額 100千円

7 申請方法

交付申請書、事業計画書、収支予算書（指定様式）及び審査の参考となる書類（事業内容と必要経費がわかるもの、規約・定款等）を添付の上申請してください。なお、様式は鳥取県文化政策課ホームページからダウンロードできます。

8 窓口・問合せ先

鳥取県地域振興部文化政策課

住所 〒680-8570 鳥取市東町一丁目220（鳥取県庁本庁舎6階）

電話 0857-26-7134/ファクシミリ0857-26-8108/電子メール bunsei@pref.tottori.lg.jp

ホームページ <https://www.pref.tottori.lg.jp/bunkaseisaku/>

平成31年度 とっとりの文化芸術探訪事業

1 目的

全国的に大きな業績を残している本県ゆかりの文化芸術分野の先人について、その魅力や業績を再発掘し、地域の文化資源として活用する取組を支援するとともに、その業績や魅力を県内外に広く発信し、本県の魅力向上を図る。

2 補助対象等の概要

(1) 顕彰事業立ち上げ支援事業

概要	全県的に顕彰すべき文化芸術分野の先人の顕彰事業を行う実行委員会に対し支援を行う。
補助率	1/2 (3年限度/上限300千円、複数の対象者顕彰を行う場合は500千円)
主な支援実績	・塩谷定好(写真家)に関する企画展・講演会の実施 ・高木東六(作曲家)に関する演奏・舞踊・展示等を組み合わせた公演会の実施 ・西川克己(映画監督)に関するミニ講演・映画上映会の実施 他

(2) 全国発信事業

概要	県民で組織された実行委員会等が実施する文化芸術分野の先人の顕彰事業のうち、特に全国的な情報発信が見込まれる事業の支援を行う。
補助率	1/2 (上限500千円)
主な支援実績	・尾崎放哉(俳人)に関する書道展・献句会の開催 ・池田亀鑑(国文学者)に関する賞の授与式・記念講演会の実施 ・増谷麟(現像技師)に関するトークイベント・上映会の実施

3 交付申請の時期

随時(事業開始の30日前まで)

4 申請方法

交付申請書、事業計画書、収支予算書(指定様式)及び審査の参考となる書類(事業内容と必要経費がわかるもの)を添付の上申請してください。なお、様式は鳥取県文化政策課ホームページからダウンロードできます。

5 窓口・問合せ先

鳥取県地域振興部文化政策課

住所 〒680-8570 鳥取市東町一丁目220(鳥取県庁本庁舎6階)

電話 0857-26-7134/ファクシミリ 0857-26-8108/電子メール bunsei@pref.tottori.lg.jp

ホームページ <https://www.pref.tottori.lg.jp/bunkaseisaku/>

平成31年度 伝統芸能・行事を活用した「おもてなし」活動支援事業

1 目的

県外からの来訪客などに披露し、体験していただくなどのおもてなしを行う活動を支援することで伝統芸能・行事による地域振興、継承を図る。

2 補助対象となる事業の概要

県外からの来訪客などに伝統芸能披露・体験指導を行う事業

3 補助対象経費

伝統芸能披露・体験指導を行う県内の保存団体等に支払う交通費、用具輸送費、謝金

4 事業実施主体

市町村、団体

5 交付申請の時期

随時（事業開始の30日前まで）

6 補助率、上限額

1/2 250千円

7 申請方法

交付申請書、事業計画書、収支予算書（指定様式）及び審査の参考となる書類（事業内容と必要経費がわかるもの）を添付の上申請してください。なお、様式は鳥取県文化政策課ホームページからダウンロードできます。

8 窓口・問合せ先

鳥取県地域振興部文化政策課

住所 〒680-8570 鳥取市東町一丁目220（鳥取県庁本庁舎6階）

電話 0857-26-7134／ファクシミリ 0857-26-8108／電子メール bunsei@pref.tottori.lg.jp

ホームページ <https://www.pref.tottori.lg.jp/bunkaseisaku/>

H31年度食のみやこ鳥取県づくり支援交付金1次募集

鳥取県産品のブランド化、名物料理開発による地域振興等「食のみやこ鳥取県」のイメージアップにつながり、発展性のある県民の活動を幅広く育成・支援することを目的に、食のみやこ鳥取県づくり支援交付金の交付対象となる事業候補の1次募集を行います。

	募集期間	採択予定額（千円）	
		(1) 一般枠等	(2) 特別枠
1次募集	平成31年2月15日（金）～同年3月15日（金）	6,000	500
2次募集	平成31年6月中旬～同年7月中旬（予定）	2,000	500

※採択予定額は、採択状況によって変動することがあります。

交付金の概要

(1) 一般枠・コンベンションPR枠・直売所連携魅力アップ枠

1 事業の内容	<p><一般枠>食のみやこ鳥取県のイメージアップのための情報発信やブランド化の推進、特産品開発、名物料理づくり等、食を切り口にした産業振興、地域振興に資する取組み</p> <p><コンベンションPR枠>全国からの来県者が見込まれる全国規模のスポーツ大会やコンベンション等に参加する来県者に対し、民間の方々のノウハウや活力を最大限に活用し、「食のみやこ鳥取県」をPRする民間等の取組</p> <p><直売所連携魅力アップ枠>県内の直売所が連携し、活性化・魅力向上を図る取組</p>
2 交付対象者	<p>民間団体、グループ等</p> <p>※直売所連携魅力アップ枠は、県内の直売所・道の駅、直売所・道の駅が連携して組織する協議会、農漁協等が対象です。</p> <p>※一般枠は市町村、食のみやこ鳥取ブランド団体支援交付金・鳥取県林業団体等支援交付金の対象団体、個別企業等は対象外です。本交付金の主となる申請者は、原則として鳥取県内に事業所等を有する者とします。また構成員のうち、県外事業者等が含まれる場合は、構成員の1/2未満とします。）</p>
3 交付対象経費	<p>事業実施に必要な調査、食材等の購入、情報発信、イベント開催等に要する経費</p> <p>（ただし、実施主体の運営に係る経常的な経費、人件費、食糧費、備品購入費は除く）</p>
4 交付率	1/2以内
5 交付金の上限額	<p><一般枠>上限額2,000千円</p> <p>ただし、県内における中国ブロック以上の規模で開催するイベントで、かつ、見込まれる集客が1万人以上の場合、交付限度額を4,000千円とする。</p> <p><コンベンションPR枠> 上限額250千円</p> <p><直売所連携魅力アップ枠>上限額500千円</p>

(2) 特別枠

1 事業の内容	<p>食のみやこ鳥取県のイメージアップのため、食の美味しさ、楽しさの発信や文化的側面などに着目した営利を目的としない取組み</p>
2 交付対象者	<p>民間団体、グループ、企業、個人等（※市町村、食のみやこ鳥取ブランド団体支援交付金・鳥取県林業団体等支援交付金の対象団体は交付対象外です。本交付金の主となる申請者は、原則として鳥取県内に事業所等を有する者とします。また構成員のうち、県外事業者等が含まれる場合は、構成員の1/2未満とします。）</p>
3 交付対象経費	<p>事業実施に必要な調査、食材等の購入、情報発信、イベント開催等に要する経費</p> <p>（ただし、実施主体の運営に係る経常的な経費、人件費、食糧費、備品購入費は除く）</p>
4 交付率	10/10以内
5 交付金の上限額	上限額250千円

※（1）・（2）とも、対象経費のうち委託費については、原則、県内事業者が実施したものに限りま。

募集方法・事業採択（1次募集）

(1) 募集期間（1次募集）

平成31年2月15日（金）～同年3月15日（金）

(2) 事業採択の方法（1次募集）

事前審査（書類審査）を経て、ヒアリングによる本審査で、事業の新規性、計画の妥当性、情報発信力、地域への波及効果等を審査し、採択事業を決定します。（詳細は募集要領をご確認ください。）

本審査は平成31年4月上旬を予定しています。

(3) 募集要領・応募用紙

鳥取県食のみやこ推進課ホームページから入手できます。

<http://www.pref.tottori.lg.jp/syokunomiyako/>

※本事業の実施は、平成31年2月定例会議における予算の成立を条件とします。

★お問合わせ・応募先★

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220
鳥取県市場開拓局 食のみやこ推進課
電話 0857-26-7835
ファックス 0857-21-0609

【よくあるご質問 Q&A】

Q この制度ではどのような事業が交付対象になりますか？

[A] 食のみやこ鳥取県を県内外に発信していくため、「食」に関連した県民の皆さんの様々な活動を支援するためのもので、画一的に事業内容を規定しているものではありません。

〈一般枠〉での想定事業

- ・ 県産品の県外での評価向上に向けた取組み
- ・ 地域、グループ等での県産品のブランド化に向けた新たな取組み、PR等
- ・ 県外での県産品直売施設の設置検討調査、テストマーケティングなど新たな販路開拓への取組み
- ・ 地域の名物料理づくりや観光施設のネットワーク化による地域振興等

〈特別枠〉での想定事業

- ・ 県内の伝統料理や食文化の発掘調査・次世代への継承・情報発信
- ・ ご当地グルメ大会、料理対決等の食に係る地域イベント開催
- ・ 食の大学開講、食のエッセイコンテストなど食文化の発信や創造

Q 交付対象にならない事業はどのようなものですか？

[A] 〈一般枠〉

- ・ 特定企業の新商品開発や販促PRなど、その取組に地域への波及効果が認められないもの。→集落単位、同業者の組合の共同事業など地域への広がりが期待できるものは対象とします。
- ・ 既に支援が行われていた既存事業の財源振替的なもので、本事業の実施により新たな展開が期待されないもの

〈特別枠〉

- ・ 事業主体（構成員）の直接的な営利目的（販売促進、消費宣伝）、商業ベースの活動として開催されるイベント等
- ・ 既に支援が行われていた既存事業の財源振替的なもので、本事業の実施により新たな展開が期待されないもの

Q 事業実施主体に制限はありますか？

[A] 〈一般枠〉

- ・ 事業実施に伴う地域への波及効果を考え、NPO、任意組織等のグループを想定しています。
- ・ また、1民間企業は原則として対象外としますが、地域との係わり等を考慮し、農商工連携等により産地と一体となった取組が期待される場合、第3セクターが事業主体になる場合等は事業内容から総合的に判断します。

〈特別枠〉

- ・ 事業主体は団体、グループ、企業、個人等幅広く考えており、特に制限はありません。事業目的に照らし、実施内容での判断となります。

〈一般枠・特別枠共通〉

- ・ 市町村、食のみやこ鳥取ブランド団体支援交付金・林業団体等支援交付金の対象団体は対象外としますが、それらが構成員として含まれる実行委員会等を組織すれば事業対象と認められます。
- ・ 構成員に県外事業者等が含まれる場合、構成員の1/2未満とします。

Q 同一事業を複数年行うことは可能ですか？

[A] 〈一般枠〉

- ・ 単年度としますが、複数年度にわたり発展性の高い取組を必要とする場合には翌年度以降も1回に限り応募できます。
- ただし、同一の事業内容を継続するのではなく、ステップアップの道筋を示した計画が必要です。

〈特別枠〉

- ・ 同一と認められる事業の採択は単年度限りです。

Q 特別枠で実施した事業を次年度一般枠で応募することは可能ですか？

[A] 特別枠で採択した事業について、同一内容の事業を次年度に一般枠で実施することは認められません。ただし、事業内容が拡充され、発展性の高い取組みがなされるものと認められる場合は対象となります。

平成30年度食のみやこ鳥取県づくり支援交付金 採択事業一覧（採択事業数14）

◆一般枠◆

事業主体	事業概要
とっとりまちなかグルメパーク実行委員会	・主に40代までの若年層をターゲットにして、参加者が鳥取県産食材の美味しさ、素晴らしさを実感することと同時に、参加者同士の交流促進とまちなかの楽しみ創出を目的とする。
鳥取砂丘ビアフェスタ実行委員会	・まちなかににぎわいの演出と鳥取の食文化の振興を目的に昨年も開催。さらなる観光客誘致および鳥取の食材・食文化の認知拡大、まちなかのにぎわい創出とその後の地域活性化を図る。
6次産業化してみよいよ	・生産者が作った6次産業商品、農商工連携商品等を自ら消費者へ情報発信、PR販売し、ファンを増やすことに加え、鳥取県産商品の良さ、食のみやこ鳥取県をPRすることが目的。
公益社団法人鳥取青年会議所 中国地区コンファレンス実行委員会	・中国地方の各地青年会議所の会員が集結する『中国地区コンファレンス2018in鳥取』にて、鳥取の食文化をPR。鳥取県民の「カレーのまち鳥取」の気運を高め、「プリンセスかおり」の認知度向上、魅力浸透を図る。
大山ブランド会	・大山ブランド食品で大山圏域を盛り上げ、地域経済の活性化および地域生活の向上への寄与を目的として、「大山を“食べて！知って！来ていただく！”」をテーマに県内外にて「大山ブランド食品博」を実施。
とっとりご当地麺博覧会実行委員会 【台風接近により中止】	・地域のにぎわいの創出と地域の食文化の再発見を目指し、鳥取県をはじめとした山陰や全国のご当地麺を一堂に会し、山陰初の「ご当地麺博」を開催する。全国的に知名度の高い「B-1グランプリ」とのコラボに加え、「日本海テレビ開局60周年記念イベント」との同時開催により、メディア露出と情報発信力を高める。
角盤町商店街振興組合	・8月以降、毎月のプレミアムフライデーに地ビールおよび地元食材を活用した定期的なイベントを開催。
湯梨浜ONSEN・ガストロノミーウォーク実行委員会	ウォーキングをしながら地元の食材や飲み物を楽しむ、ガストロノミーウォークを開催 ・約9kmの東郷池周辺コースをめぐり、7箇所のおもてなしポイントに地元の職や地酒を配置、足湯などの温泉施設や観光スポットも組み合わせ、新しい観光プログラム。
奥大山プレミアム特別栽培米研究会	・日本一の米生産者を指導者として迎え、全国レベルの米コンテストへ出品、栽培技術の向上とブランド力の向上につとめる。 ・お米マイスター主催の合同商談会へ参加し、販路開拓を進める。
【コンベンションPR枠】 一般社団法人米子青年会議所 (60周年実行委員会)	・創立60周年祝賀会に参加される国内外のお客様に向け、伯耆地域の多様な食の魅力を県内外に発信することで、さらなる地域の発展を促す。
一般枠合計	
◆特別枠◆	
米子工業高等専門学校 B&C研究同好会	・秋田のきりたんぼを鳥取で作製し、米子がいな祭りに合わせるなど、メディア報道を通して鳥取県でのきりたんぼ認知を推進し、米の消費拡大に繋げる。
さかいみなど中野港漁村市実行委員会	・地元の幼稚園児が漁師から漁法や魚種などを学び、実際に食べることで地元の海の幸のおいしさ、素晴らしさを伝える。 ・昨年との違い：事前にとれる魚を学習、実際に捌くところを見学。
衣食住と文化の研究所	県外の料理研究家や農家を招いて、トークショーや料理教室などの食にまつわるイベントを開催することで、異文化交流を図る。 ・鳥取の食文化を外からの視点から発掘することで、地域性のある食生活や地域社会を見つめ直す。
岩美町商工会	・辻料理専門学校の協力により、冬の「いわみ八宝」ばばちゃん鍋グランプリを開催。 ・岩美大会グランプリに選ばれた作品は「ニッポン全国鍋グランプリ」に参戦する。
特別枠合計	
合計	

実践・参加！！エコ活動への支援

● 私たちのエコ活動推進補助金

県内の住民や事業者等の環境への関心を高めるため、実践のきっかけとなる個々の活動を支援。

- ① 補助対象者： 県内団体
- ② 補助対象経費： 補助事業を実施するために必要と県が認める経費
- ③ 補助金額： 上限5万円
- ④ 補助率： 1/2
- ⑤ 対象事業：



名称	内容
環境活動活性化事業	<p>環境に関する取組み等を行う団体で、自らの団体の活性化につながる活動</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・催事にて自らの団体の環境活動をPRするチラシ、看板、リーフレット、のぼり等の印刷、スタッフジャンパー、キャップ等の作成。 ・県内環境イベントへの出展、展示物の作成。 など
環境学習推進事業	<p>環境に目を向けるきっかけづくりや、更に深く知る機会として、環境学習、セミナー、催事等に参加する活動(ただし、5名以上の団体で行動するものに限る)。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境関連施設への視察や見学会へのバス代等。 ・環境セミナー、学習会への参加 など

色々使えるから相談してね♪

きっかけを作る！



(注)申請者と同一の代表者または資本関係がある事業者への発注は補助対象経費の対象外とする。

● 鳥取県環境保全活動支援補助金

県内の快適な環境を守り育てるための自主的な活動を増やしていくことを目的に、地域の他の模範となる環境活動を行う団体に対し活動費を支援。

- ① 補助対象者： 県内団体
- ② 補助対象経費： 補助事業を実施するために必要と県が認める経費
- ③ 補助金額： 上限10万円
- ④ 補助率： 10/10
- ⑤ 対象事業： 環境に関して実施主体(主催)となって実施する活動で、先進的で他の模範となる実践活動または教育啓発活動

みんなで環境保全の活動に取り組もう！

● 自治会、公民館などへのアドバイザー派遣制度

自治会や子ども会での自然体験、再生可能エネルギー施設の見学、環境保全活動、また、家庭における省エネ・省資源、ごみとリサイクルの研修会など、環境学習、実践活動に取り組む自治会等にとっとり環境教育・学習アドバイザーを派遣します。

◆ 問合わせ先

鳥取県生活環境部環境立県推進課 環境実践推進担当 電話:0857-26-7205

■ 詳しくは『とりネット』をご覧ください。

<http://www.pref.tottori.lg.jp/265879.htm>

★補助事業の取組事例

岩井町岩井地区
「みんなでエコ宣言 in 岩井」
岩井地区公民館長・松本光義さん

「今、未来のために」
今よりから未来の地球を思う
みんなのエコ宣言プロジェクト

意識高め観光客にもPR

岩井町の岩井地区公民館長・松本光義さん。岩井地区住民がそれぞれのエコ宣言を「みんなでエコ宣言」の看板に記し、岩井地区の観光客にPRしている。看板には「みんなでエコ宣言」の文字と、住民の宣言が記されている。看板は、岩井地区の観光客にPRしている。看板には「みんなでエコ宣言」の文字と、住民の宣言が記されている。

「みんなでエコ宣言」の看板の前で決意を新たにする住民たち

4年の西山力哉君(9)は「水を出しっぱなしにしない」と宣言した。

「みんなでエコ宣言」の看板の前で決意を新たにする住民たち

4年の西山力哉君(9)は「水を出しっぱなしにしない」と宣言した。

H29.8.19
日本海新聞

鳥ワイド取

自然栽培の魅力を紹介
20周年を記念した「鳥ワイド取」の魅力を紹介します。自然栽培の魅力を紹介。20周年を記念した「鳥ワイド取」の魅力を紹介します。

「鳥ワイド取」は、自然栽培の魅力を紹介。20周年を記念した「鳥ワイド取」の魅力を紹介します。

「鳥ワイド取」は、自然栽培の魅力を紹介。20周年を記念した「鳥ワイド取」の魅力を紹介します。

「鳥ワイド取」は、自然栽培の魅力を紹介。20周年を記念した「鳥ワイド取」の魅力を紹介します。

「鳥ワイド取」は、自然栽培の魅力を紹介。20周年を記念した「鳥ワイド取」の魅力を紹介します。

H27.12.10
日本海新聞



日本庭園の池に入ってヘドロをかき回す参加者たち(米子市西町の湊山公園で)

ヘドロかき混ぜ池浄化

米子市民の憩いの場となっている同市西町の湊山公園で21日、日本庭園の池の底にたまったヘドロをかき混ぜて水質浄化を図る実証研究の学習会があり、市民有志や中学生ら計約30人が参加。特製の鉄棒や熊手を使い、厚さ20センチほどのヘドロを耕運した。

米子高専生や市民 実証学習会

池は中海と管路でつながっているが流れが悪く、松葉などがヘドロになってたまり、「悪臭がする」との苦情が出ていた。そこで、市民有志が昨年11月、「湖底清掃隊」(内藤武夫隊長)を組織。米子高専物質工学科の学生の協力を得て、池の底をかき回して酸素を供給し、ヘドロを分解する微生物を増やすという対策を月1回行っている。

学習会の回目も、参加者は浄化の仕組みを勉強した後、爪が何本も付いた長さ20センチの特製鉄棒を綱引きの要領で引き動かす。浅瀬のヘドロは熊手でかくはん。高専生たちは熊手が池を滑り落ちるのを防ぐため、深みもかき回した。高専の藤井貴敏・助教(26)によると、対策前には倒れかけた「カイが生息する」などの効果が出ていたという。

池は公園の拡張に伴って中海と繋がった。栗隊長は近く約1500平方メートルの城の歴史と関係する「清濁寺跡」(市史跡)と隣接する巨石群や潮風を防ぐための「かたては海を取り戻す」と話していた。

H27.3.29
読売新聞

私たちのエコ活動推進補助金

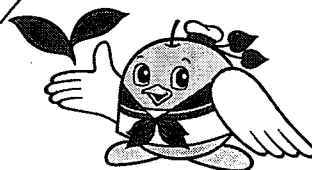
■ 1 制度の目的・概要

本補助金は、県内の住民や事業者その他の団体（以下単に「団体」という。）の環境への関心を高めるため、実践のきっかけとなる個々の活動を支援することで、環境問題の解決に向け自ら行動する人を増やし、地域の魅力となる新たな環境立県を実現していくことを目的として活動費の助成を行います。

■ 2 補助対象者

- ① 主として県内で活動する団体であること。
- ② 政治活動、宗教活動を目的とする団体ではないこと。
（例：住民団体、事業者、市町村、学校、自治会等）。

みんなで環境実践の
輪をひろげよう！



■ 3 補助対象事業

名称	内 容
環境活動 活性化事業	環境に関する取組み等を行う団体で、自らの団体の活性化につながる活動 (例) ・催事にて自らの団体の環境活動をPRするチラシ、リーフレット、のぼり等の印刷、スタッフジャンパー、キャップ等の作成。 ・県内環境イベントへの出展、展示物の作成。 など
環境学習 推進事業	環境に目を向けるきっかけづくりや、更に深く知る機会として、環境学習、セミナー、催事等に参加する活動（ただし、5名以上の団体で行動するものに限る）。 (例) ・環境関連施設への視察や見学会へのバス代等。 ・環境セミナー、学習会への参加 など

■ 4 補助対象経費

補助事業を実施するために必要と県が認める経費

■ 5 補助金額

補助金額	5万円を上限に事業費の1/2
予算額	10万円（県全体の交付決定額の上限）

■ 6 補助事業期間

「交付決定日」から平成32年3月31日まで

■ 7 申請手続き

(1) 受付期間

平成31年4月1日～ 2月末日

注) 受付期間内で予算額を超過した場合は、以降の受付を行わないことがあります。

鳥取県環境保全活動支援補助金

■ 1 制度の目的・概要

本補助金は、県内の法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下単に「団体」という。）の県内における環境の保全及び快適な環境の創造に資する自主的な活動を促進することを目的としており、エネルギー施設設置者等と協同して、地域の、先進的で他の模範となる環境保全活動を行う団体に対し、活動費の助成を行います。

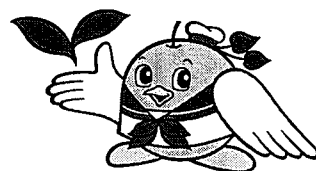
■ 2 補助対象者

地域の、先進的で他の模範となる環境保全活動を行う団体

* 次の要件をみたす団体とする。

- ① 主として県内で活動する団体であること。
- ② 定款、寄附行為又は規約等を有し、団体としての意思決定により事業執行ができること。
- ③ 独立した経理の機能が確立していること。
- ④ 代表者が明らかであること。
- ⑤ 団体の本拠としての事務所を県内に有すること。
- ⑥ 政治活動、宗教活動又は営利事業を目的とする団体ではないこと。

みんなで環境保全の活動に取り組もう！



■ 3 補助対象事業

「エネルギーシフトの推進」、「環境実践の展開」、「循環型社会の構築」、「安全・安心な生活環境の実現」又は「健全な自然生態系の確保」に資すると認められ、先進的で他の模範となる次の活動

- 1 実践活動
- 2 教育啓発活動

■ 4 補助対象経費

補助事業を実施するために必要と県が認める経費

■ 5 補助金額

補助金額	上限10万円（定額）
予算額	100万円（県全体の交付決定額の上限）

■ 6 補助事業期間

「交付決定日」から平成32年3月31日まで

■ 7 申請手続き

(1) 受付期間

平成31年4月1日～ 5月10日

以降、平成32年2月まで毎月1日～10日（10日が閉庁日の場合は翌日）

注）受付期間内で予算額を超過した場合は、以降の受付を行わないことがあります。

(2) 審査

(1)の受付期間内に適正に受理された申請は、審査会で審査の上、30日以内に補助金交付の可否について、申請者へ通知します。

【審査項目】

実施体制、自主性・継続性、テーマ設定・実現性、補助金の用途、環境保全への寄与

平成31年度ニューツーリズム普及促進支援補助金

この事業は、近年、消費者からのニーズが高まっている「エコツーリズム」、「グリーンツーリズム」(こうしたツーリズムを包括して「ニューツーリズム」とする)に対する受入機能を強化するため、地域資源の観光メニュー化や規模拡大、県外への情報発信やプロモーションを行う団体の取組を支援します。

※なお、本事業の実施は、平成31年2月定例県議会における予算の成立を条件とします。

①ステップアップ型

事業の内容	これからニューツーリズムに取り組む、あるいは新しい観光メニュー(体験型プログラム、地域の文化遺産を活かした観光プログラムなど)の造成やガイド育成に取り組もうとする団体への補助
補助対象者	市町村、任意団体、民間事業者
補助対象経費	(1)観光メニュー造成に必要な備品等の購入や商品開発、ガイド養成等に要する経費 (2)旅行会社やマスコミ関係者に情報提供するために必要な旅行、資料作成等に要する経費 (3)ホームページ制作やパンフレット作成など、造成したメニューの情報発信に必要な経費 ※対象経費のうち委託費については、原則、県内事業者が実施したものに限りま。
補助率	1/2
限度額	上限額500千円 ※同一の申請者による同一事業に対して1回限り
平成31年度予算額	1,000千円
事業採択の方法	書類審査により、事業計画の妥当性、将来性、情報発信力等を審査し、採択の可否を決定します。
募集期間	平成31年4月1日～ ※予算がなくなり次第終了

②規模拡大型

事業の内容	県外からの団体受入を積極的に進めるため、人材育成を核とした体制整備や規模拡大を行おうとする団体への補助
補助対象者	市町村、任意団体、民間事業者
補助対象経費	(1)人材育成を核とした体制整備に必要なコーディネーターの人件費(庶務的業務を行う者の人件費は除く) (2)観光メニュー造成に必要な備品等の購入や商品開発、ガイド養成等に要する経費 (3)旅行会社やマスコミ関係者に情報提供するために必要な旅行、資料作成等に要する経費 (4)ホームページ制作やパンフレット作成など、造成したメニューの情報発信に必要な経費 ※(1)及び(2)については必ず実施する必要があります。 ※対象経費のうち委託費については、原則、県内事業者が実施したものに限りま。
補助率	1/2
限度額	上限額2,500千円 ※連続3年間まで申請可
平成30年度予算額	4,500千円
事業採択の方法	書類提出後、審査会にて申請者によるプレゼンテーションを行っていただき、コーディネーター・事業計画の妥当性、将来性、情報発信力等を審査し、採択の可否を決定します。
募集期間	募集期間 平成31年3月下旬～4月中旬(予定) 審査会 平成31年4月中旬(予定)

③星取県推進型

事業の内容	国内及び外国人向けに提供できる星空を活用した新しい観光メニュー（体験型プログラム、地域の文化遺産を活かした観光プログラムなど）の造成やガイド育成に取り組もうとする団体への補助
補助対象者	市町村、任意団体、民間事業者
補助対象経費	(1) 星空を活用した観光メニュー造成に必要な備品等の購入や商品開発、ガイド養成等に要する経費 (2) 旅行会社やマスコミ関係者に情報提供するために必要な旅行、資料作成等に要する経費 (3) ホームページ制作やパンフレット作成など、造成したメニューの情報発信に必要な経費 ※(1)については必ず実施する必要があります。 ※対象経費のうち委託費については、原則、県内事業者が実施したものに限りま。
補助率	2/3
限度額	上限額1,000千円 ※同一年度に1回限り
平成31年度予算額	4,000千円
事業採択の方法	書類審査により、事業計画の妥当性、将来性、情報発信力等を審査し、採択の可否を決定します。
募集期間	平成31年4月1日～ ※予算がなくなり次第終了

○募集要領・応募用紙

鳥取県観光戦略課のホームページから入手できます。

<http://www.pref.tottori.lg.jp/213172.htm>

応募・問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220 観光交流局 観光戦略課
 電話0857-26-7239 ファクシミリ0857-26-8308
 電子メール kankou@pref.tottori.lg.jp